

4月のほけんだより

呉市役所 子育て施設課 0823-25-3144

令和3年245号

ほけんだよりは、くれ子育てねっとの子育て支援サービスでもご覧になることができます。
URL <http://www.kure-kosodate.com/>

大事な話ですよ!

予防接種と登園基準について

生まれたばかりの頃は、母親からの抗体（免疫）があるため、かぜなどをひきにくいのですが、赤ちゃん自身の免疫が未熟なので、感染症にかかってしまうと重症化しやすくなります。母親からの免疫は、数か月でなくなってしまいます。したがって、生後2～3か月を過ぎた頃から、さまざまな感染症にかかりやすくなります。

予防接種は、感染症にかかる前にワクチンによって免疫をつけ、感染症にかからないようにしたり、かかっても重症化するのを防いだりする目的があります。

予防接種法に基づく予防接種の一覧とスケジュール例（出生後～7歳6ヶ月まで）

【生】・・・生きた病原体を弱めて作った予防接種 【不活化】・・・病原体を殺菌し、免疫を作るために必要な成分だけを取り出して作った予防接種

（4月1日現在）

ワクチン名	1か月	出生6週	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	1歳	1歳半	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	7歳半
不活化 ヒブ ※1 接種回数 4回			↓	↓	↓						↓								
生後2ヶ月から7か月に至るまでの間に接種を開始した場合 ・初回：生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回 ・追加：3回目終了後、7か月から13か月までの間隔をおいて1回																			
不活化 小児用肺炎球菌 ※1 接種回数4回			↓	↓	↓						↓								
生後2ヶ月から7か月に至るまでの間に接種を開始した場合 ・初回：生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回 ・追加：3回目終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月から15か月に至るまでの間に1回																			
不活化 B型肝炎 ※2 接種回数3回			↓	↓	↓														
生後2ヶ月に至った時から9か月に至るまでの間に27日以上の間隔で2回、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回																			
不活化 ロタウイルス ※3 接種回数2回 （ロタリックス） 接種回数2回 （ロタテック）																			
	出生24週まで ・初回：生後2か月に至った日から出生14週6日後までに1回・・・27日以上の間隔をあけて2回目を接種																		
出生32週まで ・初回：生後2か月に至った日から出生14週6日後までに1回 27日以上の間隔をあけて2回目さらに27日以上間隔をあけて3回目																			
不活化 4種混合(DPT-I PV) 接種回数4回			↓	↓	↓						↓								
第1期 ・1期初回：生後3か月に達したときから12か月に達するまでの間に20日から56日の間隔で3回 ・1期追加：3回目終了後、12か月から18か月までの間隔をおいて1回 ☆百日咳にかかったことがある人は、4種混合の代わりに2種混合(DT)を受けることもできますので、医療機関にお問い合わせください。																			
生 BCG 接種回数1回																			
生後5か月に達したときから8か月に達するまでの間に1回																			
生 MR混合(麻しん風しん) 接種回数2回																			
【第1期】 1期：生後12ヶ月から24か月に至るまでの間に1回																			
【第2期】 2期：小学校就学前の1年間(年長児)																			
生 水痘 接種回数2回																			
・1回目：生後12か月から15か月に達するまでの間に1回 ・2回目：1回目終了後、6か月から12か月までの間隔をおいて1回																			
不活化 日本脳炎 接種回数3回																			
【第1期】 ・1期初回：3歳に達した時から4歳に達するまでの間に6日から28日までの間隔をおいて2回 ・1期追加：2回目終了からおおむね1年後、4歳に達したときから5歳に達するまでの間に1回																			
【第2期】1回接種 9歳以上13歳未満																			

無料で接種できる年齢
 標準的な接種年齢
↓ 接種

登園基準について

保育所（園）・幼稚園における感染症発生時には、6歳以上を対象とした学校保健安全法に準じた登園（所）基準で対応することとされてきました。しかし、幼少で感染症に対する抗体保有率も低く、予防接種も不完全な保育所（園）・幼稚園児には予防・管理の面で十分ではないと考えられ、呉市地域保健対策協議会 小児保健検討小委員会で改訂され、次のように分けられました。

- ※① 『登園(所)許可書が必要なもの』
- ※② 『保護者が登園(所)届を記入するもの』
- ※③ 『どちらも不要なもの』

① 登園（所）許可書

医師に集団生活に支障がないと診断され、医師に記入してもらい登園する。

- ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日はしか）・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜炎（プール熱）・アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎・結核・溶連菌感染症・腸管出血性大腸菌感染症・感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等）・流行性角結膜炎・マイコプラズマ肺炎（異型肺炎）・RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症・帯状疱疹

*注 インフルエンザは現在罹患証明書に変更になっています

② 登園（所）届（保護者記入）

医師の診断を受け、保護者が記入し登園する。

- ・手足口病
・ヘルパンギーナ

③ どちらも不要

- ・伝染性紅斑（リンゴ病）
- ・伝染性軟属腫（みずいぼ）
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・突発性発疹
- ・アタマジラミ
- ・疥癬

任意予防接種（料金が必ず必要です。）

※必ずではありませんが、できるだけ受けるようにしましょう。

- ★おたふくかぜ★
 - ◎ 12か月以降 1～2回
 - ◎ 保育所など集団生活に入る子は早めに!
- ★インフルエンザ★
 - ◎ 生後6か月以降 2～4週間隔2回（毎年）
 - ◎ 10月後半から流行期前に!